

「法哲学と倫理学の対話」

「正義」、「平等」、「功利主義」、「義務」などは倫理学の概念であると同時に、法哲学の概念でもある。また「薬物の使用は認められるべきか」、「動物は権利を持つか」、「脳死は人の死か」などは倫理学上の問いであると同時に、法哲学上の問いでもある。だが、同じ問いや概念を扱うのだとすれば、倫理学と法哲学とは一体いかなる点で異なっているのだろうか。実際のところ、法哲学の入門書で挙げられる論者を並べてみると、プラトン、アリストテレス、ホッブズ、ロック、カント、ベンサム、ミル、ロールズ、ノージック、パーフィット、と倫理学の入門書かと思ふばかりの顔ぶれなのである。

ある法哲学者は、両者の差異について「内容や手法ではなく、背景が異なる」と述べている。すなわち、倫理学が基本的にギリシャ哲学に始まる西洋哲学史にその理論的基盤を持つ一方、法哲学は憲法や法律、法思想にその理論的基盤を持つ。この理論的基盤の違いが、倫理学と法哲学を分かつものだというのである。

だが背景を異にするとといっても、同じ問題を見据えているとすれば、両者はある地点で交わり得るのではないか。共通の手法を有するのだとすれば、両者の間には協働が可能ではないのか。それどころか、法哲学と倫理学という二つの道が交わるところでこそ、様々な倫理学・法哲学上の問題を見通す新たな視野が切り拓かれるのではないか。

両者の対面が果たされる場のひとつは、「法と道德との関係はいかなるものであるのか」という問いであろう。法、道德はそれぞれ、法哲学および倫理学における根本的なテーマだからである。この問いのもとで法哲学と倫理学の間にどのような対話が可能か、今回のテーマレクチャーでは、その両者が相見える機会を提供したい。